

国道 136 号バイパス沿道広告整備地区の案内図板について（概要）

- 板面
- ・片面 3㎡以内。
 - ・縦は 1.5m以下。縦<横。
 - ・角度は道路に対し概ね垂直。

- 高さ
- ・地上 5 m 以下。

設置場所

- ・ IC 近くに設置。
- ・相互間距離は、左右方向に 50cm 以上、前後方向に 5 m 以上

色彩

- ・地…色相 10YR、明度 3~6、彩度 1~6。1色。
- ・文字等…色相 10YR、明度 8 以上、彩度 11 以下。3色以内。

- 脚の色
- ・ダークブラウン（10YR2/1）。

表示内容

- ・名称、矢印、距離等は必要最小限。
- ・サービス内容、商品名、住所、電話番号等、地図、写真、絵は×（商標登録をしているロゴマークは文字として表示可）。
- ・案内表示は面積の 1/3 以上。
- ・動光、点滅照明、ネオン照明等は使用不可。



5 以上の協同看板の面積

- ・片面 10㎡以内（2㎡以内/者）。

片面 10㎡以内



設置の条件

- ・事業所等が主要な道路に接していない場合その他のやむを得ない場合に、案内・誘導するものであること。事業所等までは 10km 以内。
（1 枚で目的地に確実に到達できるよう、誘導できる分岐は 2 か所まで。1 路線同一進行方向に 1 つ。ドライバーの判読性に配慮した上で、目的地に確実に到達するために必要であれば、当該広告整備地区外にもう 1 枚案内図板を設置可。）